

# 第4章 実現化方策

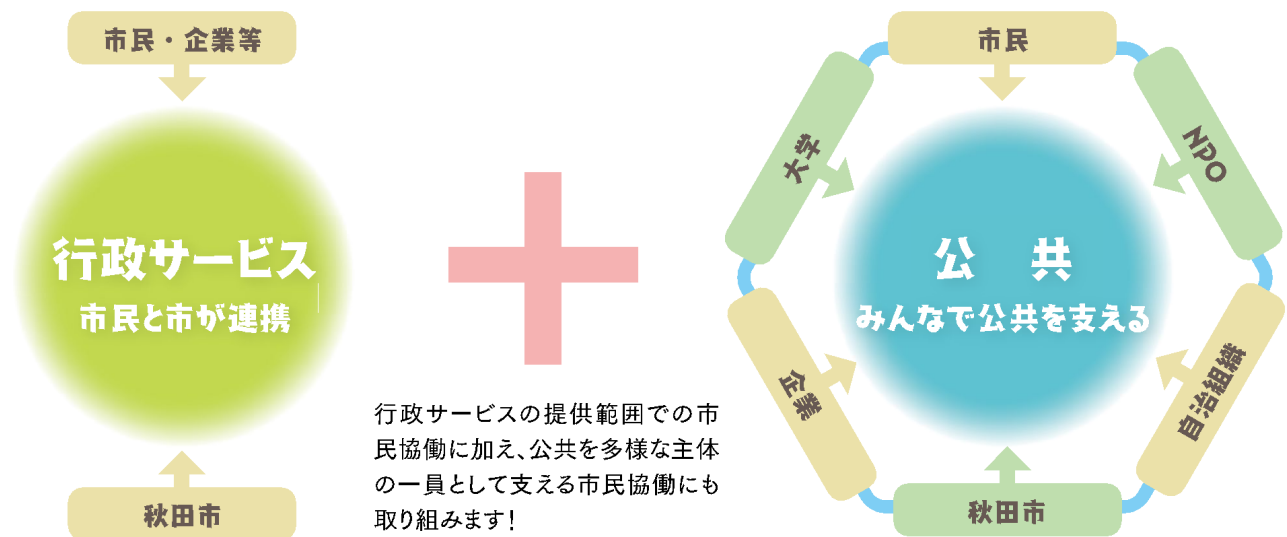
実現化方策とは、本市の目指すべき都市の姿である「暮らしの豊かさを次世代につむぐ持続可能な活力ある都市」の実現に向けて、本計画で掲げたまちづくりの方針を具体化していくための主な方策を示すものです。

## 1. 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

人口減少や少子高齢化をはじめ、地方分権改革や行財政改革、社会全体の成熟化など、社会経済構造が大きく変化する中で、まちづくりにあっては、市民・事業者・行政等が、それぞれの長所をいかして効果的に連携しながら、具体的な行動を起こしていくことが重要です。

本計画では、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働を前提としたまちづくり方針や施策を位置づけており、将来都市像の実現に向けては、各主体がお互いの役割を認識し、市が目指すまちづくりへの理解を深めたうえで、積極的なまちづくり活動に取り組んでいく体制が必要となります。

### ○ これからの市民協働



出典：秋田市市民協働指針（平成30年2月）

## 1-1. 市民の役割

市民は、まちづくりの主役であり、市民協働によるまちづくりでは、NPOやボランティア、地域の住民など、市民がそれぞれの長所をいかしながら、役割分担をして、主体的・積極的にまちづくりに取り組むことが期待されます。

まちづくりに大きな影響を与える開発・建築行為にあたっては、国土利用計画や本計画をはじめとする土地利用関連計画を遵守するとともに、周辺の環境や景観、既存ストック\*の有効活用に配慮した建築活動が求められています。

本市は持続可能な都市の基礎をなす多核集約型コンパクトシティ\*の形成を目指しています。そのため市民は、市全体や居住する地域の目指すべき方向性を市民同士で共有しながら、地域独自のまちづくりルール・協定等の提案・締結や、空き地・空き家等低未利用土地の適正管理や利活用、積極的なまちづくり活動などに取り組むことが大切です。

また、環境に配慮したまちづくりを進めていくため、公共交通の積極的な利用によるマイカー利用の抑制、豊かな自然環境等の維持・保全に向けた緑地保全活動等に取り組むことも大切です。

## 1-2. 事業者の役割

事業者は、日ごろの事業活動を通して、市や地域の活性化に貢献するとともに、本市の目指すべき都市の姿の理解に努め、市民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力していくことが期待されます。

事業者等の開発・建築行為にあたっては、市民同様、多核集約型コンパクトシティ\*の形成に資する各種誘導施策の活用や空き地・空き家等低未利用土地の利活用に努めるとともに、敷地内緑化の推進や緩衝帯の設置など、周辺環境へのより一層の配慮が求められています。

また、積極的なCSR（企業の社会的責任・貢献）活動の展開による地域住民との交流の場の創出や、専門性をいかしたまちづくり活動の展開など、事業者ならではのアプローチでまちづくり活動に取り組むことが重要です。

## 1-3. 行政の役割

市は、市民生活に必要な都市基盤整備を推進するとともに、国・県が定める上位計画や、市民意向を踏まえ、多様な制度を活用しながら、計画的かつ効率的なまちづくりに向けた規制・誘導を実施していくことが求められています。

また、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働によるまちづくりを牽引する役割も担っており、各主体の自発的なまちづくり活動の展開に向けて、支援体制の充実を図っていく必要があります。

本市では、まちを元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力は市民一人ひとりであるという認識のもと、市民のまちづくりに関わる機会の拡大、本市の豊かさ・魅力の掘り起こしや発信等を通じて、市民がまちへの愛着や誇りを感じ、このまちをより良くするために関わる当事者意識「シビックプライド\*」の醸成に努めます。

参考：市民等と行政の協働による取組例

①エリアマネジメント※活動

エリアマネジメント※とは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組を指します。

例えば、住宅地の場合、建築協定※等を活用した良好な街並み景観の形成・維持、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織、管理行為を手掛かりとした良好なコミュニティづくりなどが、業務・商業地の場合、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開などが挙げられます。

本市では、市民協働による景観づくりを推進し、地域の特性を活かした景観の向上を図ることを目的として、「景観まちづくり活動支援助成金」等の支援制度を設け、各地域でのエリアマネジメント※を支援しています。

【取組事例：新屋表町通り】

- 新屋表町通りでは、地域住民が中心となり、通りの景観向上や活性化を目指し、景観まちづくり活動の拠点づくりや、通りに面する空き地を活用した社会実験、地域のシンボルづくりなど、様々なことに取り組んでいます。

《空き店舗を活用し、景観まちづくり活動の拠点を整備し、交流の場などにも活用》



《社会実験として、通りに面する空き地に屋台塀を設置し、イベント会場として活用》



## ②都市計画制度の活用

### ■ 都市計画の提案制度

都市計画の提案制度とは、地域のまちづくりを進めるにあたり、必要とする都市計画について、土地の所有者やNPO等が一定の条件を満たしたうえで、秋田市に提案できるものです。

本市では、制度が施行された平成15年から令和2年度末時点で、8件の提案により都市計画を決定・変更しており、今後も多様な主体の協働によるまちづくりを実現していくため、提案制度の周知に取り組むとともに、適切な運用のもとで活用の推進を図ります。

### ■ 地区計画※制度

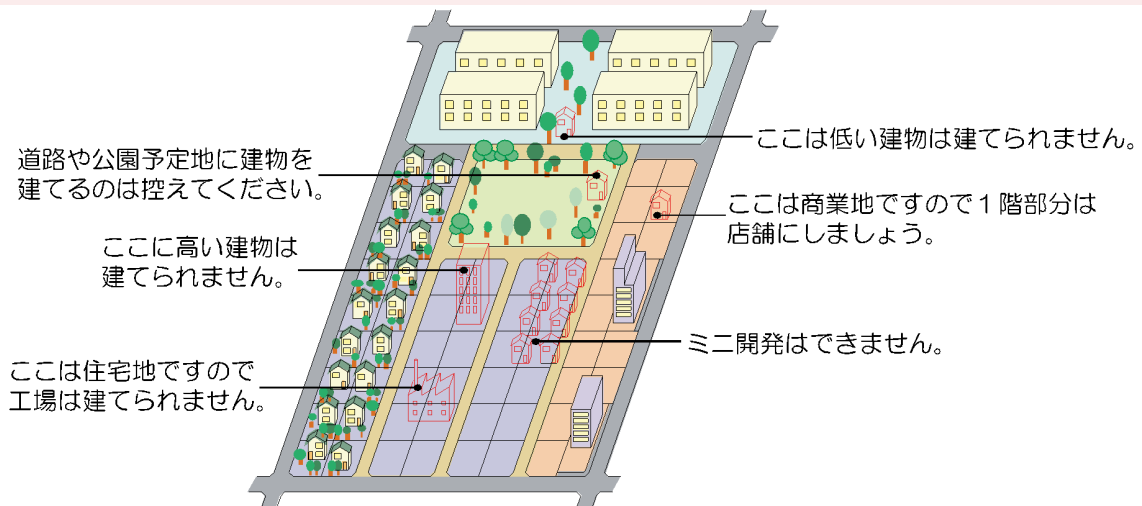
地区計画※とは、都市計画法に定められた都市計画制度の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じて、きめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

本市では、令和2年度末時点で20地区において地区計画※が都市計画決定されており、地区独自で定めたルールに基づいてまちづくりが進められています。

#### 【地区計画※のイメージ】

##### ● 地区計画※で定められるまちづくりのルール

- ・ 地区施設に関する事項（道路、公園等の配置・規模）
- ・ 建築物に関する事項（用途、容積率、建蔽率、建築面積、高さ、意匠の制限等）
- ・ その他土地利用の制限に関する事項



ある高さに決められた住居系の建物が建てられる、景観に配慮する区域

ある一定規模以上の敷地面積を有する住宅が建てられる、良好な住環境を形成する区域

公園・緑地等のオープンスペースを確保する区域

ある高さ以上の建物しか建てられない、高度利用を進める区域

## 2. 将来都市像の実現に向けた施策展開の方向性

全体構想における各分野の方針に基づき、都市計画として対応すべき事項や主要施策を定め、まちづくりの目標の達成に向けた取組を推進します。

なお、本計画の運用を行っていくなかで、計画で示したまちづくりがどの程度の進捗状況にあるのかを把握しつつ、必要に応じて施策の見直しを行っていきます。

### 【目標1】市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティ<sup>※</sup>の形成

- 市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの実現に向け、多核集約型コンパクトシティ<sup>※</sup>の形成を目指します。
- 主に都心・中心市街地や地域中心を対象として居住や都市機能を誘導し、それらの機能をいかして都市の魅力と活力を創出することで、拠点性の向上を図ります。
- 移動しやすい道路網や公共交通網を形成することで、各種の生活サービスが利用しやすい環境づくりや、拠点間の連携・交流を促進します。
- 社会基盤施設等は、「選択と集中」の視点から効果的・効率的に整備を進めるほか、既存ストック<sup>※</sup>の有効活用を図ります。
- 市街地形成にあたっては、市民・事業者・行政等の多様な主体が協働し、エリアマネジメント<sup>※</sup>によるまちづくりを展開します。

分野	主な取組
土地利用	・ 立地適正化計画による都市機能と居住の誘導
	・ 区域区分制度の維持および適切な運用
	・ 市街化調整区域への逆線引きの検討
	・ 土地利用の促進を図るため用途地域など地域地区制度の見直し・活用の検討
	・ 市街地環境の改善に向けた地区計画や建築協定の活用
	・ 都市計画法第34条第11号および第12号の条例制度の継続
	・ エリアマネジメントに係る啓発活動

分野	主な取組
交通体系の整備	・ 主要な公共交通の徒歩利用圏への居住の誘導による利便性向上
	・ 中心市街地循環バスの運行継続
	・ 駅を中心とした鉄道と路線バスの乗り継ぎ利便性の向上
	・ 路線バスの再編
	・ 3環状放射型道路網を形成する道路の計画的な整備促進および維持・修繕等
	・ 交通結節点アクセス路を構成する道路の計画的な整備促進および維持・修繕等
	・ 渋滞ポイントを対象とした交差点改良等の促進
	・ 道路の無電柱化の推進
	・ 長期未着手の都市計画道路を対象とした都市計画の見直し検討
住環境・市街地整備	・ 秋田駅西北地区および秋田駅東第三地区土地区画整理事業の推進
	・ 長期未着手の土地区画整理事業を対象とした都市計画の見直し検討
	・ 秋田駅前地区市街地再開発事業の促進
	・ 市街地再開発事業完了区域における機能等維持・向上策の展開
	・ 新たな市街地再開発事業の設定や事業の見直し・地区計画制度活用などによる土地の高度利用と都市機能の更新の促進
	・ 中心市街地・都市機能誘導区域における優良建築物等整備事業の促進
	・ 居心地が良く歩きたくなる環境整備によるエリア価値の向上や魅力の創出
	・ 商店街の空き店舗対策の推進
水と緑の整備・保全	・ 長期未着手の都市計画公園を対象とした都市計画の見直し検討
	・ 利用状況を踏まえた公園のリニューアルの推進
	・ Park-PFI等の民間活力の導入検討
	・ 市民との協働による公園整備および維持管理
景観形成	・ 屋外広告物の規制・誘導による良好な都市景観の形成
	・ 市街地の回遊性向上に向けた公共施設等の案内サインの充実
供給・処理施設等の整備	・ 各種整備計画に基づく上下水道の計画的な施設整備・維持管理
	・ 八橋汚水中継ポンプ場（旧八橋下水道終末処理場）の利活用に関する方向性の検討
	・ 卸売市場再整備の検討
	・ PPP/PFIなどの民間活力の導入検討

## 【目標2】環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

- 温室効果ガス\*の排出抑制に向け、集約型都市構造の実現に取り組むとともに、拠点間を結ぶ骨格道路網の整備や、自動車利用から公共交通利用への転換を促進します。
- 市街地においては、住宅や店舗等の既存ストック\*の活用とともに省エネルギー型システムや再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図り、環境負荷の低減に資するまちづくりに取り組めます。

分野	主な取組
利土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地適正化計画による都市機能と居住の誘導 《再掲》</li> </ul>
交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3環状放射型道路網を形成する道路の計画的な整備促進および維持・修繕等 《再掲》</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅を中心とした鉄道と路線バスの乗り継ぎ利便性の向上 《再掲》</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイカーからの転換等に向けたモビリティ・マネジメントの実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線バスの再編 《再掲》</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道の利用状況に応じた運行本数の確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな交通システムの導入可能性の検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待合スペースの充実化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通系ICカードの導入推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTを活用した運行情報の提供の検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TDM施策等の渋滞緩和策の導入検討</li> </ul>
住環境・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街の空き店舗対策の推進 《再掲》</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家バンク制度活用の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の購入・賃貸借時における支援 《再掲》</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギー住宅の建築等への支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギー住宅に関する情報提供や普及促進に係る啓発活動</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅のリフォーム支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防保全の観点による公共施設等の計画的な維持管理・修繕等</li> </ul>
水と緑の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区計画制度や緑地協定等の活用による住民主体の緑化や緑地の保全の促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風致地区等の緑化保全制度の活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川緑地や街路樹、緑道等の機能維持・整備の促進</li> </ul>
供給・処理施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギー技術や再生可能エネルギーの導入促進</li> </ul>

### 【目標3】多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成

- 都市と農地、森林などの豊かな自然が隣接・近接している特性をいかし、都市と農村の共生や自然環境・田園環境の保全・育成に取り組みます。
- 地域固有の歴史・文化・風土・伝統等の地域資源を守り、良好な景観を形成・育成することで、多様な資源をいかした都市環境の形成を目指します。

分野	主な取組
土地利用	・ 良好な景観形成に向けた緑地協定や景観協定等の活用の検討
	・ 国土利用計画法に基づく届出制度による合理的な土地利用の確保
	・ 都市農村交流マスタープランに基づく農山村地域の活性化に資する施設の立地促進
	・ 関係法令に基づく地域指定による農地や自然環境の保全
	・ 関係部局の連携による五地域区分の管理に向けた総合調整
水と緑の整備・保全	・ 風致地区等の緑化保全制度の活用 《再掲》
	・ 千秋公園の再整備の推進
	・ 住区基幹公園の整備推進および開設済公園の機能維持・向上
	・ 都市基幹公園の整備拡充の推進
	・ 市民等が実施する緑地保全活動等への支援
	・ 市民との協働による公園整備および維持管理
景観形成	・ 地区計画や建築協定の活用による市街地環境の改善 《再掲》
	・ 景観計画や景観条例、屋外広告物条例に基づく景観誘導
	・ 新屋地区における町家を生かした景観づくり
	・ 景観重要建造物等の修理や修景等に対する支援
	・ 史跡、名勝の保存・整備
	・ 観光資源などのライトアップ
	・ 市民緑地認定制度の活用促進



## 【目標4】安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成

- 近年多発化する水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、災害に強く・しなやかなまちづくりを進めます。
- 人口減少、超高齢化に対応するため、空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用を促進するほか、暮らしの安全・快適性を確保することで、高齢者が多様な世代と交流しながら活躍し続けられ、安定した暮らしを守る生活環境の形成を目指します。

分野	主な取組
土地利用	・ 立地適正化計画における防災指針の検討
	・ 自然災害リスクを踏まえた居住誘導区域の見直しの検討
	・ 自然災害リスクを踏まえた都市計画法第34条第11号および第12号の条例制度による指定区域の見直し検討
交通体系	・ 緊急輸送道路や重要物流道路の改築・機能維持
	・ 緊急輸送道路等の沿道建築物や橋りょう等の耐震化促進
	・ 交差点改良や歩道等の整備
	・ 道路の無電柱化の推進 《再掲》
	・ 歩道の消融雪設備のネットワーク化
住環境・市街地整備	・ 移動等円滑化促進方針の策定およびバリアフリー基本構想の改定の検討
	・ 秋田駅西北地区および秋田駅東第三地区土地区画整理事業の推進 《再掲》
	・ 秋田市無電柱化推進計画に基づく電線類地中化による防災機能の向上
	・ 歩道の段差解消や視覚障がい者誘導標示の整備
	・ 狭あい道路の道路改良
	・ 都市公園における防災・避難場所機能の確保
	・ 宅地の耐震化や建物の耐震化・不燃化の促進
	・ 空き家の適正管理および利活用の促進
	・ 各種災害のハザードマップの作成・周知
水と緑の整備・保全	・ 河川改修等の治水対策の促進
	・ 急傾斜地等における緑地の保全・創出
	・ ため池、ダム、防災施設等の老朽化対策
供給・処理施設等の整備	・ 雨水幹線および幹線までの管路、排水ポンプ等の整備推進

### 3. 総合都市計画の評価・管理

#### 3-1. 計画の進捗管理と成果指標の設定

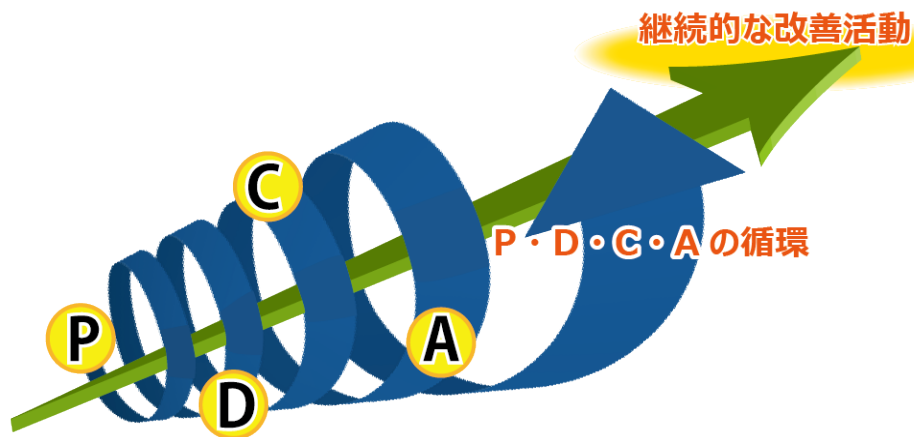
本市のまちづくりは、本計画で位置づけた方針等に基づき、様々な制度・事業等を活用して進めていくこととなります。そのため、計画で示したまちづくりがどの程度の進捗状況にあるのかを把握するとともに、それを踏まえた管理を行っていくことが重要となります。

計画の具体的な進行管理は、市民・事業者・行政等が様々な視点から評価を行いながら、計画のさらなる改善に向けた段階的・継続的な取組が必要となることから、計画策定（Plan）後の施策の展開（Do）を受け、その後に進捗管理指標を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった、「PDCAサイクル」により、計画の管理と質の確保を図ります。

進捗管理指標は、各種施策の実施状況を評価する「アウトプット指標」、施策展開によって期待される効果を評価する「アウトカム指標」の2つを設定し、おおむね5年ごとに、これらの指標による計画の評価・管理を行います。各指標の目標値は、具体の整備に関する目標年次である2030年（令和12年）時点の値を設定します。

なお、人口や土地利用、市民意向といったまちづくりに関する基礎的な指標や、立地適正化計画等の関連計画の指標についても継続して確認を行います。

#### PDCAサイクルの概念図



P：計画	<ul style="list-style-type: none"><li>全体構想の設定</li><li>実現化方策の設定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域別構想の設定</li><li>進捗管理指標の設定</li></ul>
D：実践	<ul style="list-style-type: none"><li>施策の展開</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>進捗状況のモニタリング</li></ul>
C：評価	<ul style="list-style-type: none"><li>進捗管理指標の評価・検証</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>課題の確認 (既存課題や新たな課題)</li></ul>
A：見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>実現化方策の見直し</li></ul>	

## (1) アウトプット指標

アウトプット指標は、各種施策の実施状況を評価するための指標であり、将来都市像の実現に向けまちづくりの方針を示している全体構想の分野ごとに設定します。

全体構想の分野	指標	現状値	目標値（2030年）
土地利用の方針	地域地区等に係る都市計画決定	－	見直しの実施
	居住誘導区域の見直し	－	見直しの実施
	都市計画法第34条11号および第12号の指定区域の見直し	－	見直しの実施
交通体系の整備方針	都市計画道路の見直し検討および都市計画の見直し	－	見直しの実施
	無電柱化整備延長	10.6km（2018年）	12.0km以上
	老朽化（設置から15年以上経過）した融雪施設の割合	41.2%（2019年度末）	31.0%
住環境・市街地整備の方針	老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	23件（2014～2019年度）	100件（10年間の総件数）
	立地適正化計画における防災指針の位置づけ	－	実施
	長期未着手土地区画整理事業施行区域の見直し	2地区（2017～2020年度）	6地区（10年間の地区数）
水と緑の整備・保全の方針	都市計画公園の見直し検討および都市計画の見直し	－	見直しの実施
	市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合	44.1%（2018年）	46.0%
	都市公園のバリアフリー化率	64.6%（2018年）	85.0%
景観形成の方針	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数	20件（2018年）	22件以上
	景観まちづくり団体の登録数	2団体（2020年度）	3団体以上
供給・処理施設等の整備方針	公共下水道普及率	93.8%（2019年）	97.1%以上
	汚水処理人口普及率	98.6%（2019年）	99.6%以上



## (2) アウトカム指標

アウトカム指標は、施策展開によって期待される効果を評価するための指標であり、実現を目指す将来の具体的な姿を示している4つのまちづくり目標ごとに設定します。

まちづくりの目標		指標	評価の視点	現状値	目標値 (2030年)
目標1	市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成	都市機能誘導区域内の未利用地面積	● 都市機能誘導区域内の未利用地面積から、都市機能誘導区域における都市機能の誘導、誘導区域内の低未利用土地の利活用促進など、総合的な取組の効果を評価します。	62.4ha (2018年)	現状以下
		大規模小売店舗 (1,000㎡以上) の立地件数、分布状況	● 大規模小売店舗の立地動向から、都心・中心市街地や地域中心、幹線道路沿道の商業機能の立地誘導効果について評価します。	92店舗 (2019年)	立地状況等から判断
		工業系用途地域内の未利用地面積	● 既存工業団地等における未利用地の解消状況から、地域地区等の運用による土地の利活用への効果を評価します。	175.8ha (2018年)	現状以下
目標2	環境の保全・創造による低炭素型まちづくり	温室効果ガス排出量	● 温室効果ガスの排出量から、市民・事業者への意識啓発を含む、低炭素型まちづくりに向けた総合的な取組の効果を評価します。	3,456千t-CO2 (2013年)	2,529千t-CO2
		公共交通 (鉄道・バス) の利用率 (総人口に対する1日の乗車人員の割合)	● 実際の公共交通の利用者数から、公共交通機関の利用促進に向けた総合的な取組の効果を評価します。	鉄道: 5.3% バス6.6% (2018年)	現状以上
		住宅用太陽光発電システム設置延べ件数	● 住宅用太陽光発電システム設置延べ件数から、再生可能エネルギーの活用促進による、環境共生型の住宅づくりへの効果を評価します。	2,506件 (2019年)	4,387件
目標3	多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成	都市計画区域の緑地率	● 都市計画区域の緑地率から、都市計画公園の整備状況、景観計画や地区計画等の活用による緑豊かなまちづくりに向けた取組の効果を評価します。	75.9% (2018年)	現状以上
		農地転用面積、分布状況	● 農地転用の動向から、市街地の拡散の要因となる農地の無秩序な転用が、区域区分制度の運用による抑制効果を評価します。	61.3ha (2009~2018年度)	60ha未満 (10年間の総件数)
		公園愛護協力会の結成公園割合	● 公園愛護協力会の結成公園割合から、市民への意識啓発を含む、地域住民との協働による都市公園の適正な維持管理に向けた取組の効果を評価します。	63.9% (2019年)	72.0%
		行事やイベント等による公園活用件数 (年間)	● 行事やイベント等による公園活用件数から、公園を活用した憩い・交流・にぎわい等機会の創出効果を評価します。	277件 (2019年)	320件
目標4	安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成	住宅の新耐震基準適合率	● 市内に立地する住宅の新耐震基準の適合状況から、耐震化に係る啓発や補助事業など、防災・減災に関する取組効果を評価します。	86.2% (2018年)	93.0%超
		居住誘導区域内の未利用地面積	● 居住誘導区域内の未利用地面積から、居住誘導区域における低未利用土地の適正管理や利活用促進など、生活利便性や治安・景観の悪化等の防止効果を評価します。	200.9ha (2018年)	現状以下
		空き家率	● 空き家率から、低未利用土地の適正管理や利活用促進など、生活利便性や治安・景観の悪化等の防止効果を評価します。	13.2% (2018年)	現状以下
		バリアフリー化された戸建住宅の割合	● 市内に立地する住宅のバリアフリー化の状況から、バリアフリー化に関わる啓発や補助事業など、安全・安心な暮らしの確保に関する取組効果を評価します。	64.2% (2018年)	現状以上

【参考】計画の進捗管理に向けた指標一覧

まちづくりの目標	指標	分類	現状値	目標値 (2030年)	
<b>目標 1</b> <b>市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成</b>	地域地区等に係る都市計画決定	アウトプット	-	見直しの実施	
	居住誘導区域の見直し	アウトプット	-	見直しの実施	
	都市計画道路の見直し検討および都市計画の見直し	アウトプット	-	見直しの実施	
	無電柱化整備延長	アウトプット	10.6km (2018年)	12.0km以上	
	長期未着手土地区画整理事業施行区域の見直し	アウトプット	2地区 (2017～2020年度)	6地区 (10年間の地区数)	
	都市計画公園の見直し検討および都市計画の見直し	アウトプット	-	見直しの実施	
	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数	アウトプット	20件 (2018年)	22件以上	
	景観まちづくり団体の登録数	アウトプット	2団体 (2020年度)	3団体以上	
	公共下水道普及率	アウトプット	93.8% (2019年)	97.1%以上	
	汚水処理人口普及率	アウトプット	98.6% (2019年)	99.6%以上	
	都市機能誘導区域内の未利用地面積	アウトカム	62.4ha (2018年)	現状以下	
	大規模小売店舗 (1,000㎡以上) の立地件数、分布状況	アウトカム	92店舗 (2019年)	立地状況等から判断	
	工業系用途地域内の未利用地面積	アウトカム	175.8ha (2018年)	現状以下	
	市街化区域で都市公園に気軽に歩いている地域の割合	アウトプット	44.1% (2018年)	46.0%	
<b>目標 2</b> <b>環境の保全・創造による低炭素型まちづくり</b>	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数《再掲》	アウトプット	20件 (2018年)	22件以上	
	温室効果ガス排出量	アウトカム	3,456千t-CO2 (2013年)	2,529千t-CO2	
	公共交通 (鉄道・バス) の利用率 (総人口に対する1日の乗車人員の割合)	アウトカム	鉄道：5.3% バス6.6% (2018年)	現状以上	
	住宅用太陽光発電システム設置延べ件数	アウトカム	2,506件 (2019年)	4,387件	
	市街化区域で都市公園に気軽に歩いている地域の割合《再掲》	アウトプット	44.1% (2018年)	46.0%	
	都市公園のバリアフリー化率	アウトプット	64.6% (2018年)	85.0%	
	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数《再掲》	アウトプット	20件 (2018年)	22件以上	
	景観まちづくり団体の登録数《再掲》	アウトプット	2団体 (2020年度)	3団体以上	
	都市計画区域の緑地率	アウトカム	75.9% (2018年)	現状以上	
	農地転用面積、分布状況	アウトカム	61.3ha (2009～2018年度)	60ha未満 (10年間の総件数)	
	公園愛護協会の結成公園割合	アウトカム	63.9% (2019年)	72.0%	
	行事やイベント等による公園活用件数 (年間)	アウトカム	277件 (2019年)	320件	
	居住誘導区域の見直し《再掲》	アウトプット	-	見直しの実施	
	<b>目標 3</b> <b>多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成</b>	都市計画法第34条11号および第12号の指定区域の見直し	アウトプット	-	見直しの実施
無電柱化整備延長《再掲》		アウトプット	10.6km (2018年)	12.0km以上	
老朽化 (設置から15年以上経過) した融雪施設の割合		アウトプット	41.2% (2019年度末)	31.0%	
老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数		アウトプット	23件 (2014～2019年度)	100件 (10年間の総件数)	
立地適正化計画における防災指針の位置づけ		アウトプット	-	実施	
都市公園のバリアフリー化率《再掲》		アウトプット	64.6% (2018年)	85.0%	
住宅の新耐震基準適合率		アウトカム	86.2% (2018年)	93.0%超	
居住誘導区域内の未利用地面積		アウトカム	200.9ha (2018年)	現状以下	
空き家率		アウトカム	13.2% (2018年)	現状以下	
バリアフリー化された戸建住宅の割合		アウトカム	64.2% (2018年)	現状以上	
<b>目標 4</b> <b>安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成</b>		無電柱化整備延長《再掲》	アウトプット	10.6km (2018年)	12.0km以上
		老朽化 (設置から15年以上経過) した融雪施設の割合	アウトプット	41.2% (2019年度末)	31.0%
		老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	アウトプット	23件 (2014～2019年度)	100件 (10年間の総件数)
		立地適正化計画における防災指針の位置づけ	アウトプット	-	実施
	都市公園のバリアフリー化率《再掲》	アウトプット	64.6% (2018年)	85.0%	
	住宅の新耐震基準適合率	アウトカム	86.2% (2018年)	93.0%超	
	居住誘導区域内の未利用地面積	アウトカム	200.9ha (2018年)	現状以下	
	空き家率	アウトカム	13.2% (2018年)	現状以下	
	バリアフリー化された戸建住宅の割合	アウトカム	64.2% (2018年)	現状以上	

### 3-2. 総合都市計画の見直し

本計画は、具体の整備に関する目標として設定した10年が経過した時点、また、5年後の中間評価を行った時点で見直しを検討するほか、総合計画や国土利用計画等の上位計画の変更・見直し、関連法制度等の改正など、本市を取り巻く諸情勢に大きな変化があった場合に見直しを検討することとします。

見直しの内容としては、関連法制度の改正にともなう新たな都市計画制度等の導入や、新たなまちづくりの課題への対応方針の位置づけ、PDCAサイクルによる計画管理の中での施策や進捗管理指標の見直し等が想定されます。

計画の見直しにあたっては、市が見直しの必要性について検討したうえで、見直し箇所に係る部分的な改訂でよいのか、計画全体の見直しが必要なのかを客観的に判断するため、秋田市都市計画審議会に見直しの要否を諮ることとします。

全体的な見直しが必要と判断された場合は、外部委員を含む策定委員会を設置し、見直し内容について協議・検討し、その内容を改めて都市計画審議会に諮ることとします。一方、見直し箇所に係る部分的な改訂のみで問題ないと判断された場合は、通常の都市計画決定手続きと同等の手順によって、都市計画審議会で見直しを聞き、部分改訂を行うこととします。

#### ○ 計画の見直し手順

